

○奈良県警察職員公舎管理規程（平成7年3月14日本部訓令第5号）

[沿革] 平成8年4月本部訓令第7号、11年11月第21号、13年3月第6号、15年7月第14号、17年3月第8号、7月第12号、20年3月第7号、第12号、第19号、23年11月第21号、26年7月第17号、27年3月第6号、28年3月第12号、29年3月第1号、31年3月第3号、4月第13号、令和2年3月第4号、3年3月第9号、4年2月第1号、5年5月第13号改正

奈良県警察職員公舎管理規程（昭和31年12月奈良県警察本部訓令第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、奈良県警察に勤務する職員（会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）に貸与する奈良県警察職員公舎（以下「公舎」という。）の維持及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「公舎」とは、職員及びその家族を居住させるために奈良県又は警察共済組合が設置する家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設（これらの用に供する土地を含む。）をいう。

（公舎管理者等）

第3条 警察本部に、公舎管理者を置き、警察本部長をもって充てる。

2 公舎管理者は、公舎の維持及び管理に関する事務を総括するものとする。

3 警察本部及び警察署に、公舎管理責任者を置き、それぞれ別表に定める管理区分に従い、警察本部において管理する公舎については、警務部施設装備課長（以下「施設装備課長」という。）を、警察署において管理する公舎については、当該公舎の所在地を管轄する警察署長をもって充てる。

4 公舎管理責任者は、公舎の保全、公舎内の秩序の維持、公舎における災害の防止その他公舎の維持及び管理について責任を負い、これらに必要な事務を処理するものとする。ただし、公舎の貸与及び明渡し又は返還手続等に関する事務については、施設装備課長が処理するものとする。

（公舎の区分等）

第4条 公舎の区分は次のとおりとし、その名称等については、別表に定めるとおりとする。

(1) 待機宿舎

ア 世帯者用 待機を必要とする世帯者職員に貸与する公舎

イ 単身者用 待機を必要とする世帯者職員（単身の場合に限る。）又は独身職員

(以下「単身者職員」という。)に貸与する公舎

ウ 独身者用 待機を必要とする35歳未満の独身職員に貸与する公舎

(2) 一般公舎

ア 世帯者用 世帯者職員に貸与する公舎で待機宿舎以外の公舎

イ 単身者用 単身者職員に貸与する公舎で待機宿舎以外の公舎

ウ 独身者用 35歳未満の独身職員に貸与する公舎で待機宿舎以外の公舎

(3) 独身寮 35歳未満の男子の独身職員に貸与する公舎

(4) 幹部公舎

ア 世帯者用 待機宿舎又は一般公舎のうち、警部補又は同相当職以上の世帯者職員に貸与する公舎

イ 単身者用 待機宿舎又は一般公舎のうち、警部補又は同相当職以上の単身者職員に貸与する公舎

(入居資格)

第5条 公舎の貸与を受けることができる者は、職員であって前条各号に規定する公舎の区分に応じ公舎管理者が公舎の貸与を必要と認めたものとする。ただし、待機宿舎については、当該待機宿舎の所在地を管轄する警察署又は当該待機宿舎に近接する警察署若しくは警察本部に勤務する職員（独身者用待機宿舎については35歳未満の独身職員、単身者用待機宿舎については単身者職員に限る。）のうち、所属長が入居させることが必要であると認める職員に限る。

2 前項の規定にかかわらず、単身者職員で公舎管理者が特に入居させる必要があると認めたものについては、世帯者用の公舎の貸与を受けることができる。

3 前項の規定は、職員以外の者が公舎の貸与を受ける場合について準用する。この場合において、「単身者職員」とあるのは「職員以外の者」と、「世帯者用の公舎」とあるのは「公舎」と読み替えるものとする。

4 公舎の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が公舎に同居させることができる者は、原則として、被貸与者の家族に限るものとする。ただし、世帯者用の公舎以外の公舎には、同居者を置くことはできない。

(貸与の申請)

第6条 公舎の貸与を希望する者は、公舎入居申請書（別記様式第1号）により、所属長を経て公舎管理者に公舎の貸与を申請しなければならない。ただし、奈良県警察職員服務規程（昭和30年4月奈良県警察本部訓令第14号）第9条の規定により入居を命じられた場合は、公舎入居申請書の提出は要しない。

2 前項の規定により公舎入居申請書の提出を受けた所属長は、意見を付して、施設装

備課長を経て公舎管理者に送付しなければならない。

(入居の許可等)

第7条 公舎管理者は、前条の規定による申請を受理したときは、当該公舎の設置目的に従い、職員の職務内容、職務上の地位、関係所属長等の意見、公舎の収容状況その他警察業務運営上の必要性及びその程度等を勘案して入居者を選考の上、公舎入居許可(命令)書(別記様式第2号)により公舎の貸与を許可するものとする。

2 公舎管理者は、奈良県警察職員服務規程第9条の規定に基づき、公舎に入居させることが必要となった者に対し、公舎入居許可(命令)書をもって入居を命じるものとする。

(入居届)

第8条 被貸与者は、公舎に入居を許可され、又は命令された日から10日以内に入居しなければならない。

2 被貸与者は、入居したときは、速やかに誓約書(入居届)(別記様式第3号)を公舎管理者に提出しなければならない。

3 被貸与者は、第1項に定める期間内に入居できないときは、入居延期承認申請書(別記様式第4号)により所属長を経て公舎管理者の承認を受けなければならない。

4 公舎管理者は、被貸与者が正当な理由がなく第1項に定める期間内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。この場合において、被貸与者は、この処分によって生じた損害の賠償その他の請求をすることはできない。

(同居人異動届)

第9条 被貸与者は、同居の家族等に異動が生じたときは、当該異動内容を原則として、3週間以内に同居人異動届(別記様式第5号)により公舎管理責任者を経て、公舎管理者に通知しなければならない。

(関係書類の送付)

第10条 公舎管理者は、公舎の貸与を許可し、又は命じたときは、当該職員の入居に係る公舎入居申請書、公舎入居許可(命令)書及び誓約書(入居届)のそれぞれの写しを当該公舎の公舎管理責任者に送付するものとする。

2 前項に定める書類の送付を受けた公舎管理責任者は、当該書類を保管するとともに、入居者等の異動の都度、整理するものとする。

(使用料)

第11条 被貸与者は、毎月、指定された期日までに公舎使用料を県に納入しなければならない。ただし、奈良県警察職員服務規程第9条の規定により入居を命ぜられた者及びこれに準ずる者で公舎管理者が公舎使用料を免除することが必要であると認めるも

のについては、この限りでない。

- 2 公舎使用料の額は、それぞれの公舎について別表に定めるとおりとする。
- 3 月の中途において入居又は明渡し若しくは返還する場合におけるその月の公舎使用料の額は、日割りにより計算した額とする。この場合において、入居の日及び明渡し又は返還の日は、それぞれ公舎に入居している日として算入するものとする。
- 4 1戸（1室）の公舎を複数の職員に貸与することとなったときは、その代表者が公舎使用料の納入手続を行うものとする。

（被貸与者の管理義務）

第12条 被貸与者は、次に掲げる事項を遵守し、常に善良な管理者としての注意をもって公舎を使用しなければならない。

- (1) 火気の取扱いに十分注意し、火災の予防に万全を期するとともに、危険物の持込みをしないこと。
- (2) 公舎の保全に注意し、公舎内外を常に清潔に保ち、環境の向上に努めること。
- (3) 常に不審者(車)に対する警戒に努めること。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）等法令で定められた官公署への手続は、被貸与者において行うこと。ただし、集合型の公舎にあっては、第14条に定めるところによる。
- (5) 集合型の公舎において、犬、猫、鳩その他公舎の保全に支障ある鳥獣を飼育（独立型の公舎において、室内で飼育する場合を含む。）しないこと。

（禁止事項）

第13条 被貸与者は、公舎管理責任者の許可を受けた場合のほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公舎の増築、改築、模様替えその他の工事（第15条において「増改築等」という。）を行うこと。
- (2) 家族以外の者を同居させること。
- (3) 公舎の全部又は一部を第三者に貸し付け、又は居住以外の用に供すること。

（管理人）

第14条 集合型公舎（独身者用待機宿舎及び独身者用一般公舎を除く。）にあっては、被貸与者の互選により管理人を選任し、選任された管理人は、公舎管理責任者を経て公舎管理者に報告するものとする。

- 2 独身者用待機宿舎及び独身者用一般公舎には、管理人を配置する。
- 3 管理人は、公舎の管理に関して、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 公舎管理責任者等との連絡に関すること。

- (2) 必要経費の徴収及び納入に関すること。
- (3) 消防法等法令で定める官公署への届出等に関すること。
- (4) その他公舎の管理に関し必要なこと。

(公舎の増改築等)

第15条 被貸与者は、公舎の増改築等を行う必要があるときは、増改築等承認申請書（別記様式第6号）により所属長を経て公舎管理者に申請し、許可された場合に、自費で行うことができる。この場合において、増改築等の内容は、簡易な工事に限るものとする。

- 2 前項の規定により増改築承認申請書の提出を受けた所属長は、意見を付して、施設装備課長を経て公舎管理者に送付しなければならない。
- 3 第1項の許可を得ないで増改築等を行った場合は、公舎管理者は被貸与者の負担により原状に回復させるものとする。
- 4 第1項の規定による増改築等を行った被貸与者は、公舎を明渡し又は返還するときは、公舎を原状に回復し、又は当該工事の目的物に係る権利を放棄するものとする。

(居住替え及び入居期間制限)

第16条 公舎管理者は、公舎の維持及び管理上必要があると認めるときは、入居許可（命令）時において入居期間を定め、又は入居後においてあらかじめ期日を指定して、明渡し又は他の公舎への居住替えを命じることができる。

- 2 前項の場合において、被貸与者は、指定期日までに明渡し又は居住替えをしなければならない。

(公舎の検査)

第17条 公舎管理者は、公舎の維持及び管理上必要があると認めるときは、公舎管理責任者に公舎の状況について検査をさせるものとする。この場合において、被貸与者は、当該検査に協力しなければならない。

- 2 前項の検査は、公舎管理責任者が指定する係員により、当該公舎の被貸与者又はその指定する同居家族の立会いの下に行うものとする。

(損傷等の報告及び措置)

第18条 被貸与者は、公舎の建物、付属設備又は備品を滅失し、損傷し、若しくは汚損したとき、又は公舎に修繕を要する箇所を認めたときは、遅滞なく公舎管理責任者を経て公舎管理者に報告しなければならない。ただし、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第41条の規定に基づく警察本部長に対する即報がある場合は、この限りでない。

- 2 被貸与者は、その責に帰すべき事由により公舎の建物、付属設備又は備品を滅失し、

損傷し、若しくは汚損したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が被貸与者の故意又は重大な過失によらない火災その他の災害に基づくものである場合は、この限りでない。

(公舎使用料以外の費用負担)

第19条 被貸与者は、公舎使用料のほか、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 電気、電話、ガス、上水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物、じんあい等の処理及び公舎内外の清掃に要する費用
- (3) 浄化槽等衛生設備、消防用設備等の維持管理に要する費用
- (4) 公舎入居許可（命令）書の貸与の条件欄に記載する修繕等に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公舎管理責任者が公舎使用上、被貸与者の負担とすることを相当と認めた費用

(自動車保管場所としての使用承認)

第20条 被貸与者は、公舎の敷地の一部を自己又は同居の家族が所有する自動車の保管場所として使用しようとする場合は、自動車保管場所使用承認申請書（別記様式第7号）により施設装備課長を経て公舎管理者に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 公舎管理者は、前項の申請に係る自動車保管場所としての敷地使用が公舎の維持管理に支障を及ぼさないと認める場合は、原則として1世帯1台に限り、場所を指定した上、被貸与者に自動車保管場所使用承認書（別記様式第7号）を交付して承認するものとする。
- 3 公舎管理者は、被貸与者が次の各号の一に該当する場合は、前項の承認を取消し、当該被貸与者に自動車の撤去を命じることができる。この場合において、被貸与者は、直ちにこの命令に応じなければならない。
 - (1) 自動車保管場所以外の目的に使用したとき。
 - (2) 保管場所としての使用が公舎の維持管理上に支障が生じるに至ったとき。

(命令による公舎の明渡し)

第21条 公舎管理者は、被貸与者が次の各号の一に該当する場合は、当該被貸与者に公舎の明渡しを命じることができる。

- (1) 第12条の規定に著しく違反したとき。
- (2) 第13条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公舎管理者又は公舎管理責任者による公舎の維持及び管理に関する指示に従わなかったとき。

- 2 公舎管理者は、被貸与者に公舎の明渡しを命じたときは、その状況を公舎管理責任

者に通知するものとする。

(公舎の明渡し)

第22条 被貸与者は、次の各号の一に該当することとなったときは、1箇月以内に公舎を明け渡さなければならない。ただし、公舎管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、公舎管理者が必要と認める期間、引き続き当該公舎を使用することができる。

- (1) 第5条に定める入居資格を喪失したとき。
- (2) 第16条又は前条の規定に基づき、公舎管理者から公舎の明渡しを命じられたとき。
- (3) 公舎に入居を命じられた者について、人事異動等により公舎に入居する必要がなくなり、公舎管理者から公舎の明渡しを命じられたとき。

(返還届)

第23条 被貸与者は、公舎を返還しようとするときは、前条の規定に基づき公舎を明渡す場合を除き、速やかに公舎返還届（別記様式第8号）により所属長を経て公舎管理者に届け出なければならない。

- 2 公舎管理者は、公舎返還届の届出を受けたときはその写しを公舎管理責任者に送付するものとする。

(明渡し又は返還時の修繕)

第24条 被貸与者は、前2条の規定により公舎の明渡し又は返還をするときは、当該公舎の損傷、汚損等の状況について事前に公舎管理責任者の確認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は明渡し又は返還をした後、速やかに確認を受けるものとする。

- 2 公舎管理責任者は、点検の結果、被貸与者の責任に帰す修繕等を要する箇所を認めた場合は、被貸与者に修繕を命じ、又は被貸与者において業者に見積もらせた上、公舎管理責任者において修繕し、その費用を被貸与者に弁済させるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成7年3月14日から施行する。
- 2 奈良県警察職員住宅等の管理に関する訓令（昭和39年2月奈良県警察本部訓令第4号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に公舎の貸与を受け、又は居住を命じられている職員については、第7条の規定により入居を許可され、又は命令されたものとみなす。
- 4 この規程の施行の際、この規程による改正前の奈良県警察職員公舎管理規程及び奈良県警察職員住宅等の管理に関する訓令の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

附 則 (平成8年4月1日本部訓令第7号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年11月25日本部訓令第21号)

この訓令は、平成11年11月25日から施行し、改正後の第11条第1項の規定は、平成11年11月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月30日本部訓令第6号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月11日本部訓令第14号)

この訓令は、平成15年7月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月29日本部訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日本部訓令第12号)

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月7日本部訓令第7号)

この訓令は、平成20年3月10日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日本部訓令第12号)

この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日本部訓令第19号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日本部訓令第21号)

この訓令は、平成23年11月30日から施行する。

附 則 (平成26年7月31日本部訓令第17号)

この訓令は、平成26年7月31日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日本部訓令第6号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日本部訓令第12号)

この訓令は、平成28年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月9日本部訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日本部訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日本部訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和2年3月10日本部訓令第4号）抄

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

附 則 （令和4年2月10日本部訓令第1号）

この訓令は、令和4年2月11日から施行する。

附 則 （令和5年5月1日本部訓令第13号）

この訓令は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第11条関係）

公 舎 一 覧 表

区分	名称	建設年	戸数	使用料
警察	公舎第53号	昭和44年	1戸	34,600円
本部	都南公舎1号棟(独身者用)	昭和46年	24戸	9,100円
	都南公舎2号棟	昭和46年	12戸	19,200円
	今市待機宿舎A棟(エトワール今市A棟)	平成7年	24戸	26,400円
	今市待機宿舎B棟(エトワール今市B棟)	平成7年	20戸	26,400円
	五条山待機宿舎(コスモ五条山)	平成3年	18戸	21,200円
	大宮幹部待機宿舎(世帯者用)(ハイネス大宮)	平成6年	6戸	36,100円
	大宮幹部待機宿舎(単身用用)(ハイネス大宮)	平成6年	4戸	11,400円
	今市独身者待機宿舎(ソレイユ今市)	平成6年	32戸	6,700円
	奈良	奈良署長公舎	平成26年	1戸
奈良副署長公舎		平成26年	1戸	0円
奈良西	奈良西署長公舎	昭和59年	1戸	0円
生駒	生駒署長公舎	昭和46年	1戸	0円
郡山	郡山署長公舎	昭和55年	1戸	0円
西和	西和署長公舎	昭和60年	1戸	0円
天理	天理署長公舎	平成11年	1戸	0円
	三笠待機宿舎(ルミエール三笠)	平成9年	20戸	21,800円
桜井	桜井署長公舎	平成2年	1戸	0円
橿原	橿原署長公舎	平成5年	1戸	0円
	橿原公舎1号棟	昭和50年	24戸	10,800円
	葛本待機宿舎1号棟、2号棟	昭和55年	16戸	8,400円
	葛本待機宿舎3号棟、4号棟	昭和56年	16戸	8,900円
高田	高田署長公舎	昭和54年	1戸	0円
	神楽待機宿舎1号棟、2号棟	昭和57年	12戸	8,900円
香芝	香芝署長公舎	平成20年	1戸	0円
五條	五條署長公舎	昭和57年	1戸	0円
	小原公舎	平成17年	10戸	7,900円
吉野	吉野署長公舎	昭和57年	1戸	0円

公舎入居申請書

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

現在所 _____

所 属 _____

官 職 _____

氏 名 _____ (印)

(生年月日 年 月 日)

職員番号 _____

私は、公舎に入居したいので、奈良県警察職員公舎管理規程第6条の規定により下記のとおり申請しますので、同居者についても併せてご承認くださいますようお願いいたします。

現在の住宅 状 況	自家・借家・下宿・公営住宅 ・公舎・その他 ()	入居希望 公 舎 名	
--------------	------------------------------	---------------	--

入居を必要と す る 理 由	
-------------------	--

同 居 者	氏 名	年 齢	性 別	続 柄	職 業	備 考	

上記のとおり相違ないことを確認し、意見を付して送付します。

年 月 日

所属長

(印)

所属長の意見

別記様式第2号（第7条、第10条関係）

公舎入居許可（命令）書		
貸与する公舎	所在地	
	公舎名・戸番	(第 号)
使用料	月額	円
入居すべき期日	年 月 日まで	
貸与の条件	<p>1 奈良県警察職員公舎管理規程を遵守すること。</p> <p>2 許可により公舎の貸与を受ける者は、上記規程に定めるもののほか、次表に掲げる例示のような畳、建具その他家屋の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は、被貸与者の負担とする。</p> <p>例 示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畳替え並びに表替え及び裏替え ・ 障子、襖、網戸等の補修(ガラスの入替えを含む。) ・ 把手、引き手、蝶番、戸車等の取替調整 ・ 呼び鈴(チャイム等を含む。)の設置、修理及び取替 ・ コンセント、スイッチ等の増設及び修理 ・ 照明器具、電球等の取替え並びに吊り金具等の補修及び取替 ・ 換気扇の補修及び取替 ・ 水道蛇口の補修及び取替え(パッキン取替えを含む。) ・ 流し台のワントラップ、排水目皿等の取替え ・ 配水管、排水トラップ、溜桝等の清掃 ・ 溜桝の蓋補修及び取替え ・ 洗面器、手洗器、洗濯槽及びS Pトラップの補修及び取替え並びに栓、鎖等の取替え ・ フラッシュバルブの補修及び取替え ・ ハイタンク、ロータンクの部品の補修及び取替え ・ 臭突、ベンチレーターの補修及び取替え ・ 便所、洗面所等の内部品(ペーパーホルダー、タオル掛け等)の取替え ・ 浴槽の蓋、栓、鎖等の取替え ・ 風呂釜と浴槽の循環パイプ等の取替え ・ 台所設備(流し、コンロ台等)の補修 ・ カーテンレール、棚板、郵便受、牛乳受等の補修及び取替え ・ その他社会通念上、居住者が負担すべきと思料される費用 </div>	
	<p>3 共用部分についても、上記に準じ、被貸与者が共同で負担すること。</p>	
<p>奈良県警察職員公舎管理規程第7条の規定により、上記のとおり許可（命令）します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">奈良県警察本部長 (印)</p>		

誓約書（入居届）

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

所 属 _____

官 職 _____

氏 名 _____ (印)
(生年月日 年 月 日)

職員番号 _____

この度、公舎の貸与を許可され入居いたしました。奈良県警察職員公舎管理規程を遵守し、常に善良な管理者としての注意をもって公舎を使用することを誓約します。

許可年月日	年 月 日	入居期限	年 月 日まで
公舎の所在地、 名称及び戸番 (棟 室)		入居年月日	年 月 日

別記様式第5号（第9条関係）

同居人異動届						
						年 月 日
奈良県警察本部長 殿						
						所 属
						届出者 官 職
						氏 名 ㊟
公舎名及び戸番						
異 動 者	氏 名	性別	続 柄	生 年 月 日	職 業	異動後の家族数
						(被貸与者を含む)
						人
異 動 理 由						
異 動 年 月 日		年 月 日				
備 考						
所属長	次席等	庶務・会計				

自動車保管場所使用承認申請書

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

公舎名及び戸番

所 属

官 職・氏 名

印

私又は同居者（ ）の保有する自動車の保管場所として、公舎敷地を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 自動車を保管する場所（図画添付）
- 2 使用期間 年 月 日から公舎返還の日まで
- 3 自動車の種別、型式及び車台番号

自動車保管場所使用承認書

上記申請については、上記申請車両1台に限り、申請のとおり承認します。ただし、公舎の維持管理上必要と認める場合には、承認を取り消すことがあります。

なお、自動車保管場所証明の申請に必要な保管場所使用承諾証明書については、警務部施設装備課長から交付を受けてください。

年 月 日

奈良県警察本部長

別記様式第8号（第23条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">公舎返還届</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">奈良県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">所 属</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">届出者 官 職</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">(生年月日 年 月 日)</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">職員番号</p>		
公舎名及び戸番		
返 還 理 由		
返 還 年 月 日	年 月 日	
備 考		
所属長	次席等	庶務・会計